



# 茨城県報 第 2923 号

平成29年 8 月 28 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定 (女性少年課) ..... 1
- 青少年に有害な図書等の指定 (女性青少年課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定 (障害福祉課) ..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) ..... 7
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) ..... 9
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) ..... 10
- 水位周知河川の区間の指定 (河川課) ..... 11
- 水位周知河川の区間の変更 (河川課) ..... 11
- 浸水想定区域の指定 (河川課) ..... 12
- 水防警報を行う河川の指定 (河川課) ..... 14

### 公 告

- 平成29年度砂利採取業務主任者試験 (産業技術課) ..... 15
- 開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課) ..... 19
- 道路の廃止 (建築指導課) ..... 19
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) ..... 20

#### (教 育 委 員 会)

- 入札公告 (4 件) ..... 20

#### (警 察 本 部)

- 落札者等の公示 ..... 37

## 告 示

### 茨城県告示第1057号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成29年 8 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配給会社
3346	映画	絶倫謝肉祭 (カーニバル) 奥まで突いて!	オーピー映画
3347	映画	女ゆうれい 美乳の怨み	オーピー映画
3348	映画	日本夜伽話 パコってめでたし	オーピー映画
3349	映画	喪服の義母 敏感な乳房	新東宝映画
3350	映画	私は絶対許さない	緑鐵

## 茨城県告示第1058号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.70	富士美出版株式会社	著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
書籍	ググってはいけない禁断の言葉2017	株式会社鉄人社	・著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	ナックルズ極ベスト vol.17	ミリオン出版株式会社	・著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

## 茨城県告示第1059号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

つき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0817200231	ケアシエスタ	茨城県鉦田市箕輪 2960-2	ケアシエスタ合 同会社	茨城県鉦田市箕輪 2960-2	平成29年 9月1日	就労継続支援 B型

#### 茨城県告示第1060号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

##### (2) 住所

つくば市竹園三丁目18番地2

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻一丁目7-1

##### (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) つくば市竹園一丁目2番地1

(変更後) つくば市竹園三丁目18番地2

##### (3) 変更の年月日

平成29年6月19日

##### (4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の住所移転のため

#### 3 届出年月日

平成29年8月17日

#### 4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

**茨城県告示第1061号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名****(1) 名称及び代表者氏名**

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

**(2) 住所**

つくば市竹園三丁目18番地2

**2 届出事項の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻一丁目6-1 外

**(2) 変更した事項**

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) つくば市竹園一丁目2番地1

(変更後) つくば市竹園三丁目18番地2

**(3) 変更の年月日**

平成29年6月19日

**(4) 変更する理由**

大規模小売店舗を設置する者の住所移転のため

**3 届出年月日**

平成29年8月17日

**4 縦覧の場所**

茨城県商工労働観光部中小企業課

**茨城県告示第1062号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

(2) 住所

つくば市竹園三丁目18番地2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

竹園ショッピングセンター

つくば市竹園三丁目18-2 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) つくば市竹園一丁目2番地1

(変更後) つくば市竹園三丁目18番地2

(3) 変更の年月日

平成29年6月19日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の住所移転のため

3 届出年月日

平成29年8月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1063号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

(2) 住所

つくば市竹園三丁目18番地2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

並木ショッピングセンター

つくば市並木四丁目 4 番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) つくば市竹園一丁目 2 番地 1

(変更後) つくば市竹園三丁目 18 番地 2

(3) 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の住所移転のため

3 届出年月日

平成 29 年 8 月 17 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 1064 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 29 年 8 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石原 孝

(2) 住所

つくば市竹園三丁目 18 番地 2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松代ショッピングセンター

つくば市松代四丁目 19 番 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) つくば市竹園一丁目 2 番地 1

(変更後) つくば市竹園三丁目 18 番地 2

(3) 変更の年月日

平成 29 年 6 月 19 日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の住所移転のため

3 届出年月日

平成29年 8 月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1065号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成29年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ日立モール

日立市留町字前川1270- 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成29年 4 月13日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 16,976㎡

(変更後) 20,249㎡

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,336台

(変更後) 1,040台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 25台

(変更後) 30台

(エ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 308㎡

(変更後) 699㎡

(オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 36㎡

(変更後) 106㎡

(カ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午後 7 時

(変更後) 午前 6 時～午後 7 時

## (3) 届出年月日

平成29年3月31日

## 2 市町村の意見

事 項	日立市からの意見の概要
ア 交通事故の防止について	・車両の安全運転及び歩行者の安全確保を徹底すること。
イ 廃棄物減量化及びリサイクルについて	・廃棄物の適正な分別に努めること。
ウ 廃棄物に係る事項について	・店舗区域、特に駐車場区域を巡回し、不法投棄の未然防止に努めること。なお、不法投棄を確認した場合は、飛散等を防止するとともに、適正かつ迅速に処理すること。
エ 駐車需要の充足等交通に係る事項について	・出入庫時に周辺道路へ影響を及ぼすことが懸念される場合は、交通整理員等を配置するなど適切な処置を講ずること。また、必要に応じて案内標示を設置するなど、円滑な交通の確保を図ること。
オ 配置図について	・変更後、建築配置図(平成29年3月7日付け)で確認を取った建築物を記載すること。
カ 建築基準法について	・建築基準法第48条について、当該用途地域(工業地域)内では立地できない規模である。ただし、建築基準法第86条の七(既存の建築物に対する制限の緩和)により、基準時(平成19年11月30日)の1.25倍までは、建築確認だけで増築できるため、留意すること。

## 理 由

- ア 当該店舗は、国道及び県道に隣接しているため、車両事故等を防止する必要がある。
- イ 廃棄物の適正な分別に取り組むことで、廃棄物の減量化に繋がるため。
- ウ 不法投棄を防止することで、周辺地域の生活環境の保全に繋がるため。
- エ 自動車による来客が多数見込まれ、円滑な交通の確保を図るため。
- オ 変更後建築配置図で確認を取った建築物の記載が必要なため。
- カ 建築基準法第86条の七により建築確認だけで増築できるが、現在の建築基準法において、工業地域には10,000㎡を超える店舗は建築できないため、十分留意する必要があるため。

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第1066号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム竜ヶ崎店

龍ヶ崎市小通幸谷町字中道228 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成29年 8 月 7 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 827台

(変更後) 600台

(イ) 駐輪場の位置

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 6 時30分 (一部午前 9 時)

(エ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時40分～午後10時20分 (一部午後 9 時20分)

(変更後) 午前 6 時 (一部午前 8 時40分) ～午後10時20分 (一部午後 9 時20分)

(オ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

(3) 届出年月日

平成29年 7 月25日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1067号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年 8 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 荒井行方線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘要
		メートル		メートル	
鹿嶋市大字荒井338番 1 地先から 鹿嶋市大字荒井346番10地先まで	旧	最大	40.7	30	現 道 拡 幅
		最小	35.7		
	新	最大	46.1	30	現 道 拡 幅
		最小	40.0		

## 茨城県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
土浦市下高津三丁目319番地先から 土浦市下高津三丁目532番3地先まで	旧	メートル 最大 36.5	メートル 45	
		最小 20.0		
	新	最大 36.5	45	
		最小 20.0		

## 茨城県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 牛渡馬場山土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
かすみがうら市稲吉二丁目2613番66地先 から 土浦市神立中央一丁目4237番72地先まで	旧 (A)	メートル 最大 10.0	メートル 250	
		最小 7.6		
	(A)	最大 10.0	250	
		最小 7.6		
	新 (B)	最大 25.3	251	
		最小 9.6		

## 茨城県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 紅葉石岡線
- 2 供用開始の区間 小美玉市高崎字恵比寿701番地先から  
小美玉市高崎字恵比寿899番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年8月28日

茨城県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成29年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 平友部停車場線
- 2 供用開始の区間 笠間市平町字原1865番6から  
笠間市平町字原1872番30まで
- 3 供用開始の期日 平成29年8月28日

茨城県告示第1072号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定に基づき、次の河川について水位周知河川の区間を指定する。  
平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

水位周知

	河川名	区間	
		上流端	下流端
利根川水系	恋瀬川	左岸 かすみがうら市高倉字高倉1750番地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字石津730番1地先 (霞ヶ浦流入点)
		右岸 石岡市半田字五輪堂6番2地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字向田1491番3地先 (霞ヶ浦流入点)

茨城県告示第1073号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定に基づき、次の河川について水位周知河川の区間を変更する。  
平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

水位周知

(旧)

	河川名	区間	
		上流端	下流端
那珂川水系	潤沼川	左岸 笠間市笠間411番1地先 (国道50号)	笠間市矢野下1630番10地先 (東日本旅客鉄道常磐線)
		右岸 笠間市金井1番1地先 (国道50号)	笠間市南小泉255番3地先 (東日本旅客鉄道常磐線)

	河川名	区間		
		上流端	下流端	
久慈川水系	久慈川 (大子町)	左岸	大子町大字川山字滝下1122番1地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字川下709番地先
		右岸	大子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字館6939番1地先
	押川	左岸	大子町大字上岡字日渡746-5	大子町大字大子字横谷河原777 (久慈川合流点)
		右岸	大子町大字山田字タコ田458-2	大子町大字大子字小久慈1898-12 (久慈川合流点)

(新)

	河川名	区間		
		上流端	下流端	
那珂川水系	澗沼川	左岸	笠間市笠間411番1地先 (国道50号)	茨城町上石崎5335番地先 (澗沼大橋)
		右岸	笠間市金井61番1地先 (国道50号)	茨城町海老沢597番3地先 (澗沼大橋)
久慈川水系	久慈川 (大子町)	左岸	大子町大字川山字滝下1122番1地先 (福島県境)	大子町大字盛金字タテノ1512番1地先
		右岸	大子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	大子町大字盛金字毛ノ瀬1718番地先
	押川	左岸	大子町大字上金沢高平1186番1地先 (栃木県境)	大子町大字大子字横谷河原777番地先 (久慈川合流点)
		右岸	大子町大字上金沢入山1180番地先 (栃木県境)	大子町大字大子字小久慈1898番12地先 (久慈川合流点)

## 茨城県告示第1074号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、同法第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に基づき、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水の継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に想定される区域及び水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び水戸土木事務所、常陸大宮土木事務所、大子工務所、常陸太田工事事務所、高萩工事事務所、鉾田工事事務所、潮来土木事務所、土浦土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

なお、平成20年3月24日茨城県告示第429号における二級河川十王川、久慈川水系押川及び平成20年7月31日茨城県告示第1063号における利根川水系巴川、那珂川水系澗沼川、平成21年3月23日茨城県告示第400号については廃止する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

浸水想定区域

	河川名		区間	
			上流端	下流端
利根川水系	巴川	左岸	銚田市上富田126番1地先 (本田橋)	銚田市畑田2895番地先 (北浦流入点)
		右岸	小美玉市下吉影275番1地先 (本田橋)	銚田市串挽2838番3地先 (北浦流入点)
	前川	左岸	潮来市大洲字大洲1633番地先	潮来市潮来字大江間東3243番2地先 (常陸利根川合流点)
		右岸	潮来市曲松南2233番1地先	潮来市潮来字内洲3239番39地先 (常陸利根川合流点)
利根川水系	恋瀬川	左岸	かすみがうら市高倉字高倉1750番地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字石津730番1地先 (霞ヶ浦流入点)
		右岸	石岡市半田字五輪堂6番2地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字向田1491番3地先 (霞ヶ浦流入点)
那珂川水系	澗沼川	左岸	笠間市笠間411番1地先 (国道50号)	茨城町上石崎5335番地先 (澗沼大橋)
		右岸	笠間市金井61番1地先 (国道50号)	茨城町海老沢597番3地先 (澗沼大橋)
久慈川水系	久慈川 (太子町)	左岸	太子町大字川山字滝下1122番1地先 (福島県境)	太子町大字頃藤字川下709番地先
		右岸	太子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	太子町大字頃藤字館6939番1地先
	久慈川 (常陸大宮市)	左岸	常陸大宮市大字盛金字東道沢口1324番1地先	常陸大宮市大字辰の口堰場2078番地先 (辰の口堰上流端)
		右岸	常陸大宮市大字盛金字森金1745番地先	常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下1199番1地先 (辰の口堰上流端)
	押川	左岸	太子町大字上金沢高平1186番1地先 (栃木県境)	太子町大字太子字横谷河原777番地先 (久慈川合流点)
		右岸	太子町大字上金沢入山1180番地先 (栃木県境)	太子町大字太子字小久慈1898番12地先 (久慈川合流点)
	里川	左岸	常陸太田市町屋町字ヌリコ沢1958番2地先	常陸太田市茅根町字川原208番地先
		右岸	常陸太田市西河内下町字日照田22番2地先	常陸太田市常福地町字堰の上979番4地先
	浅川	左岸	常陸太田市中利員町字久根下1630番5地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字駄合地649番地先 (久慈川合流点)
		右岸	常陸太田市中利員町字慶安寺3014番地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字丹波川原1382番1地先 (久慈川合流点)
	茂宮川	左岸	常陸太田市大森町字元内1210番3地先 (亀作川合流点)	日立市久慈町4丁目141番地先 (国道245号)
		右岸	常陸太田市小目町字八石田3080番地先 (亀作川合流点)	日立市留町字北河原2435番17地先 (国道245号)

	河川名	区間		
		上流端	下流端	
二級河川	関根川	左岸	高萩市上手綱3395番地先 (関根前川合流点)	河口
		右岸	高萩市上手綱600番地先 (関根前川合流点)	河口
	花貫川	左岸	高萩市大字秋山2943番地先 (常磐自動車道)	河口
		右岸	高萩市大字秋山2944番2地先 (常磐自動車道)	河口
	十王川	左岸	日立市十王町友部1796 (常磐自動車道)	河口
		右岸	日立市十王町友部1293-6 (常磐自動車道)	河口

## 茨城県告示第1075号

水防法 (昭和24年法律第193号) 第16条第1項の規定に基づき、水防警報を行う河川を次のように指定する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 水防警報

	河川名	区間		
		上流端	下流端	
利根川水系	巴川	左岸	銚田市上富田126番1地先 (本田橋)	銚田市畑田2895番地先 (北浦流入点)
		右岸	小美玉市下吉影275番1地先 (本田橋)	銚田市串挽2838番3地先 (北浦流入点)
	前川	左岸	潮来市大洲字大洲1633番地先	潮来市潮来字大江間東3243番2地先 (常陸利根川合流点)
		右岸	潮来市曲松南2233番1地先	潮来市潮来字内洲3239番39地先 (常陸利根川合流点)
	恋瀬川	左岸	かすみがうら市高倉字高倉1750番地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字石津730番1地先 (霞ヶ浦流入点)
		右岸	石岡市半田字五輪堂6番2地先 (五輪堂橋)	石岡市高浜字向田1491番3地先 (霞ヶ浦流入点)
那珂川水系	澗沼川	左岸	笠間市笠間411番1地先 (国道50号)	茨城町上石崎5335番地先 (澗沼大橋)
		右岸	笠間市金井61番1地先 (国道50号)	茨城町海老沢597番3地先 (澗沼大橋)

	河川名	区間			
		上流端	下流端		
久慈川水系	久慈川 (太子町)	左岸	太子町大字川山字滝下1122番1地先 (福島県境)	太子町大字頃藤字川下709番地先	
		右岸	太子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	太子町大字頃藤字館6939番1地先	
	久慈川 (常陸大宮市)	左岸	常陸大宮市大字盛金字東道沢口1324番1地先	常陸大宮市大字辰の口字堰場2078番地先 (辰の口堰上流端)	
		右岸	常陸大宮市大字盛金字森金1745番地先	常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下1199番1地先 (辰の口堰上流端)	
	押川	左岸	太子町大字上金沢高平1186番1地先 (栃木県境)	太子町大字太子字横谷河原777番地先 (久慈川合流点)	
		右岸	太子町大字上金沢入山1180番地先 (栃木県境)	太子町大字太子字小久慈1898番12地先 (久慈川合流点)	
	里川	左岸	常陸太田市町屋町字ヌリコ沢1958番2地先	常陸太田市茅根町字川原208番地先	
		右岸	常陸太田市西河内下町字日照田22番2地先	常陸太田市常福地町字堰の上979番4地先	
	浅川	左岸	常陸太田市中利員町字久根下1630番5地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字駄合地649番地先 (久慈川合流点)	
		右岸	常陸太田市中利員町字慶安寺3014番地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字丹波川原1382番1地先 (久慈川合流点)	
	茂宮川	左岸	常陸太田市大森町字元内1210番3地先 (亀作川合流点)	日立市久慈町4丁目141番地先 (国道245号)	
		右岸	常陸太田市小目町字八石田3080番地先 (亀作川合流点)	日立市留町字北河原2435番17地先 (国道245号)	
	二級河川	関根川	左岸	高萩市上手綱3395番地先 (関根前川合流点)	河口
			右岸	高萩市上手綱600番地先 (関根前川合流点)	河口
十王川		左岸	日立市十王町友部1796 (常磐自動車道)	河口	
		右岸	日立市十王町友部1293-6 (常磐自動車道)	河口	

**公 告**

●平成29年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験日及び試験時間

平成29年11月10日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

水戸市笠原町978-6

茨城県庁11階 1103会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

### 3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類

##### ①受験願書

所定の様式(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)様式第9)を使用すること。

##### ②写真

写真(縦3.5cm, 横2.5cm)は、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

#### (2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

### 5 受験願書受付期間及び受付時間

#### (1) 受付期間 平成29年9月20日(水)から10月11日(水)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

### 6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県商工労働観光部産業技術課のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先に請求すること。

ただし、郵送を希望する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

### 7 受験願書の提出先

茨城県商工労働観光部産業技術課及び最寄りの県民センター(日立商工労働センターを含む。)

なお、所在地等は次のとおり。

#### (1) 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県商工労働観光部産業技術課 電話 029-301-3574

#### (2) 〒313-0013 常陸太田市山下町4119

茨城県県北県民センター 環境・保安課 電話 0294-80-3355

#### (3) 〒317-0073 日立市幸町1-21-2(日立商工会議所会館内)

茨城県県北県民センター 日立商工労働センター 電話 0294-21-6711

#### (4) 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3

茨城県鹿行県民センター 環境・保安課 電話 0291-33-6056

#### (5) 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26

茨城県県南県民センター 環境・保安課 電話 029-822-7067

#### (6) 〒308-8510 筑西市二木成615

茨城県県西県民センター 環境・保安課 電話 0296-24-9140

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

なお、試験当日は、当該受験票に受験手続の際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、12月1日(金)午前9時00分に合格者の受験番号を茨城県商工労働観光部産業技術課及び各県民センター環境・保安課(日立商工労働センターを含む。)に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県商工労働観光部産業技術課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、茨城県商工労働観光部産業技術課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は茨城県商工労働観光部産業技術課から合格者の住所地に郵送する。

10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票持参のうえ、茨城県商工労働観光部産業技術課においてのみ法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

11 問い合わせ先

茨城県商工労働観光部産業技術課 管理・鉦政担当

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 電話029(301)3574

## 様式第 9

茨城県収入証紙  
(消印を押してはならない)

× 整理番号	
× 受理年月日	
× 試験の結果	

## 受 験 願 書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名 ⑩

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第 10 条の規定により申請します。

現住所	(〒 )  (TEL )
氏名	
生年月日	

- (参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字原新田2873番4

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市陽光台1丁目1番地2 センチュリーつくばみらい平A-1715

片 山 諭

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市小張字前山3133番128, 同番130, 同番131, 同番133, 同番134

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市小張3121番地8

大 泉 直 人

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5181番2, 同番30, 同番59, 同番60, 同番61

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字上長168番地115

川 村 幸 希, 川 村 美 佐 緒

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字大房字谷津371番2

2 事業主の住所及び氏名

取手市谷中550番地7 グランツ TA・TU・MI II103

海老原 雅 裕

●道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成29年8月28日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	廃止年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西七建指令 第106号	平成29年8月18日	服部 博	常総市水海道小山戸 町278番地	常総市水海道森下町字 森下大道東4491番の一 部	メートル 4.00	メートル 26.80

◎軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成29年7月14日以降無効とする。

平成29年8月28日

茨城県土浦県税事務局長 郡 司 則 久

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
農業	200リットル	H500101 ～ H500115	15	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	茨城県稲敷郡美浦村大山881 いしばし商店

( 教 育 委 員 会 )

◎入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年8月28日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県立高萩高等学校外32校で使用する電気

予定使用電力量 10,100,000キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

(4) 供給場所

茨城県立高萩高等学校外32校（34施設）

2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

所属メールアドレス：zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格（別途、庁委員会で決定する）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願（様式第7号）を提出するものとする。

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

#### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

##### ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日（月）まで

##### イ URL

http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter

#### (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

##### ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

#### (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

入札公告の日から平成29年9月11日（月）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

#### (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成29年9月25日(月)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成29年9月26日(火)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)を送信の上、確認申請書ほか提出物一式は、別途郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年10月3日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書により2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日(火)午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

平成29年10月11日 (水) 午前10時

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁舎入札室 1 (行政棟 1 階)

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Takahagi Senior High School and 32 other senior high schools  
10,100,000kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

Hand delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

(3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

~~~~~

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年8月28日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県立東海高等学校外31校で使用する電気

予定使用電力量 9,923,000キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

(4) 供給場所

茨城県立東海高等学校外31校（33施設）

## 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

所属メールアドレス：zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格（別途、庁委員会で決定する）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願（様式第7号）を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

## (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

## ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日（月）まで

## イ URL

http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter

## (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

## ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

## (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

入札公告の日から平成29年9月11日（月）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

## (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成29年9月25日(月)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成29年9月26日(火)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)を送信の上、確認申請書ほか提出物一式は、別途郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年10月3日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書により2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをし

た者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日（火）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成29年10月11日（水）午前10時30分

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1（行政棟1階）

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに

到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Tokai Senior High School and 30 other senior high schools  
9,923,000kWh
- (2) Time-limit for tender :  
Mail delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017  
Hand delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017
- (3) Contact point for the notice :  
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164  
Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

### ●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年8月28日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
茨城県立特別支援学校で使用する電気

予定使用電力量 4,787,000キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

(4) 供給場所

茨城県立特別支援学校 (22施設)

2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

所属メールアドレス: zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格 (別途, 庁委員会で決定する)

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達は, 資料の提出, 入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお, 電子調達システムによりがたい者は, 2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては, 2の担当部局に紙入札方式参加承認願 (様式第7号) を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日 (月) まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日 (月) までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし, 茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第7号) に定める休日を除く。

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

入札公告の日から平成29年9月11日(月)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成29年9月25日(月)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

平成29年9月26日(火)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)を送信の上、確認申請書ほか提出物一式は、別途郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年10月3日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書により2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日（火）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

### ア 日時

平成29年10月11日（水）午前11時30分

### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎入札室1（行政棟1階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Special Support Education Schools 4,787,000kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

Hand delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

(3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588

#### ●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年 8 月28日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 購入物品及び数量

茨城県立牛久高等学校外32校で使用する電気

予定使用電力量 9,925,000キロワット時の供給

### (2) 購入物品の仕様

仕様書による

### (3) 供給期間

平成29年12月 1 日から平成30年11月30日まで

### (4) 供給場所

茨城県立牛久高等学校外32校 (35施設)

## 2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

電話 029-301-5164

F A X 029-301-5189

所属メールアドレス：zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格 (別途、庁委員会で決定する)

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 1 の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願 (様式第7号) を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から平成29年 9 月25日 (月) まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## (2) 茨城県教育庁総務企画部財務課

## ア 期間

入札公告の日から平成29年9月25日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

## イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部財務課 財務担当

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

## (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

入札公告の日から平成29年9月11日(月)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

## (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成29年9月25日(月)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書に定める書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成29年9月26日(火)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)を送信の上、確認申請書ほか提出物一式は、別途郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年10月3日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書により 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を記載すること。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月10日（火）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

平成29年10月11日（水）午前11時

#### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁舎入札室 1（行政棟 1 階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Usiku Senior High School and 32 other senior high schools  
9,925,000kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

Hand delivery : 5 : 00 p.m. October 10, 2017

(3) Contact point for the notice :

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education TEL 029-301-5164

Ibaraki Prefectural Government 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken 310-8588



( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 8 月28日

茨城県警察本部長 世 取 山 茂

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第5条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①仮想サーバファーム一式の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③平成29年 8 月18日 ④N E C キャピタルソリューション株式会社 関東支店長 古見 一夫 ⑤月額3,590,700円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦平成29年 7 月 6 日 ⑧落札方式は最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)